共同住宅等の３階直結直圧給水に関する別途基準

制定　令和　３年　４月　１日

１　趣旨

この基準は、給水装置工事施行基準（以下「施行基準」という。）に定める３階直結直圧給水施行基準に関する事項として、共同住宅等における給水方式について別途基準を定めるものである。この基準に定めのないものについては、施行基準によるものとする。

２　用語の定義

この基準における用語の定義は、次のとおりである。

⑴　「共同住宅」とは、１つの建築物内に２戸以上の住戸があり、廊下・階段等の全部又は一部を共用するもので、建築基準法施行規則別紙に定める建築物の用途に示す共同住宅をいう。

⑵　「長屋住宅」とは、１つの建築物内に２戸以上の住戸があるが、廊下・階段等を共有せず、各住戸から直接、外部へ出入りできるもので、建築基準法施行規則別紙に定める建築物の用途に示す長屋をいう。

⑶　「共同住宅等」とは、共同住宅及び長屋住宅をいう。

⑷　「親メーター方式」とは、共同住宅等の１棟に、市のメーターを１つ設置（地付）する方式をいう。

⑸　「各戸メーター方式」とは、共同住宅等の各戸に、市のメーターを設置（地付）する方式をいう。

⑹　「配水支管等」とは、道路に布設された水道管のうち、配水支管及び配水枝管をいう。

⑺　「給水主管」とは、各戸メーター方式において、配水支管等から分岐し、複数の給水管を分岐するために、需要者が布設した水道管及びそれに付属する設備をいう。

⑻　「給水管」とは、配水支管等又は給水主管から分岐し、共同住宅等へ給水するための水道管をいう。

⑼　「給水装置」とは、配水支管等から分岐して設けられた給水主管、給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

⑽　「３階部分」とは、配水支管等の上端から６ｍを超え、９ｍ以下の高さをいう。

３　適用範囲

３階部分に給水栓を有する共同住宅等に適用する。原則として、対象地域を国道（旧）170 号以西とする。

４　給水方式

原則として、共同住宅の給水方式を親メーター方式、長屋住宅の給水方式を各戸メーター方式とする。

５　給水装置の構造

給水装置の構造は、給水方式ごとに次のとおり定める。

［親メーター方式の場合］（共同住宅に適用）

⑴　配水支管等の口径は 75 ㎜以上とし、給水管及びメーターの口径は 25 ㎜、40 ㎜又は 50 ㎜とすること。

⑵　給水管の管種は、水道用ポリエチレン二層管（PP2）とすること。

⑶　給水管は、配水支管等に対して、鉛直に分岐すること。

⑷　親メーターの口径が 25 ㎜又は 40 ㎜の場合は、逆止弁付直結止水栓を設置し、メーターの二次側にスリースバルブを設置すること。親メーターの口径が 50 ㎜の場合は、メーターの一次側にスリースバルブを設置し、二次側に逆止弁付止水栓を設置すること。

⑸　共用の給水栓は、メーター直近に設置すること。また、洗管時に建物内へ濁り水等が入らないようにするため、スリースバルブを設置すること。

⑹　立管が複数ある場合は、維持管理上の観点から、立管ごとに止水栓等を設置すること。

⑺　各戸への給水管及び私設メーターは、各階のパイプシャフト内に設置すること。

⑻　私設メーターの一次側にスリースバルブ、二次側に逆止弁を設置すること。

⑼　給水主管の最高位末端部には吸排気弁を設置すること。

⑽　給水装置の材料は、「送・配水管および給水装置工事指定材料表」に基づくものを使用すること。

［各戸メーター方式の場合］（長屋住宅に適用）

⑴　給水主管の口径は、50 ㎜又は 75 ㎜とし、配水支管等より小さい口径とすること。ただし、配水支管等が 75 ㎜の場合において、分岐戸数上限値を超えない場合はこの限りでない。

⑵　給水主管の管種は、水道配水用ポリエチレン管（PE 管）又は GX 形ダクタイル鋳鉄管とすること。

⑶　給水管の管種は、水道用ポリエチレン二層管（PP2）とすること。

⑷　給水主管は配水支管等に対して鉛直に分岐し、敷地内かつ道路との境界付近（概ね境界線より 1 m 以内）にスリースバルブを設置すること。

⑸　給水主管の末端には、排泥口を設置すること。なお、給水主管がφ75 ㎜以上となる場合は、渦巻式フランジ付き丁字管を設けた消火栓を設置すること。

⑹　3 階部分に給水栓を有する給水管については、逆止弁付直結止水栓を設置すること。また、動水勾配を抑制するため、給水管及びメーターの口径を 25 ㎜とすること。

⑺　各住戸の玄関前に各メーターを設置すること。

⑻　給水装置の材料は、「送・配水管および給水装置工事指定材料表」に基づくものを使用すること。

⑼　複式メーターボックスユニットは使用しないこと。

6　水理計算

水理計算の方法は、次のとおり定める。

⑴　設計水圧、設計水量及び流速の上限値は施行基準に示すものとする。

⑵　給水主管及び給水装置の口径が 50 ㎜以下の区間についてはウェストン公式、75 ㎜以上の区間についてはヘーゼン・ウィリアム公式（※）を用いること。

※流速係数 C について

埋設された管路の流速係数の値は、新管を使用する設計においては、屈曲部損失などを含んだ管全体

として 110、直線部のみの場合は、130 が適当である。

⑶　共用栓等の同時使用水量は、省略することができる。

⑷　水理計算は、末端最高位の給水用具から配水支管等の分岐点まで計算すること。

⑸　配管例及び水理計算例は、参考資料のとおりとする。

7　事前協議

直結直圧給水事前協議書（直結給水第１号）、直結直圧給水誓約書（直結給水第２号）、水理計算書（第９号）及び給水図面を添付し、給水装置工事の申し込み以前に水道局へ提出し、協議を行うこと。

8　検査

検査に関する事項は、次のとおり定める。

⑴　各メーターボックス内には、部屋番号及び水栓番号を記載したプラスチック製プレート等をメーターボックス内に設置すること。プラスチック製プレート等の設置には、結束バンド等を使用し、容易に外れることがないようにすること。また、水栓番号のシールは、水道局の検査担当者が用意するものを、各住戸の入り口付近又はドアに掲示すること。

⑵　検査の際は、各住戸に通水確認を実施する。検査方法については、事前に水道局の検査担当者と打ち合わせを行い、速やかに検査を実施できるように協力すること。

附則

この基準は、令和　３年　４月　１日から施行する。

[参考]　３階建共同住宅等の戸数別口径対応表

共同住宅等の戸数	親メーター方式	各戸メーター方式
	メーター口径	給水主管口径
3 戸	25 mm	50 mm
6 戸	40 mm	50 mm
9 戸	40 mm	50 mm
12 戸	50 mm	75 mm
15 戸	50 mm	75 mm
18 戸	-	75 mm
21 戸	-	75 mm
24 戸	-	75 mm
27 戸	-	75 mm
30 戸	-	75 mm

注）25 ㎜のメーター1 個は 20 ㎜のメーター3 個分に換算する。